

山梨県立産業展示交流館アイメッセ山梨指定管理者募集に関する質問に対する回答
 (第2回：7月29日～8月2日)

No.	区分	質問	回答
1	募集要項 15ページ 7 備品	「指定管理者が管理運営費で購入した物品は、指定期間中又は当該期間終了後には県に帰属する。」とありますが、アイメッセ決算後の最終利益で購入した物品は、指定管理者に帰属するのですか？	管理運営費以外の経費により物品を購入した場合には、指定管理者に帰属します。
2		例えば、最終利益を確定した後、営業車両等を購入した場合、その帰属はどちらですか？	管理運営費以外の経費により物品を購入した場合には、指定管理者に帰属します。
3		事前に協議して、最終利益で展示ホール内に物品を設置工事した場合、当該期間終了後に指定管理者の負担で物品を撤去しても良いですか？	指定管理者が施設、設備、備品の改修等を行った場合、指定管理者は当該資産の所有権を放棄、又は原状復帰することとしており、指定管理者と県が協議して定めることとします。